

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の日</p>
<p>特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしま</p>	<p>濱田小夜子</p>	<p>広島県広島市佐伯区観音台三丁目五番一号</p>	<p>この法人は、交通事故や病気などによって脳に損傷を負い、後遺症として高次脳機能障害を持った者及び家族に対し、それぞれの障害についての正しい知識の普及と情報提供を行い障害者本人の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、一方、世間が脳障害に対し理解を深めることよって高次脳機能障害者とその家族が安心して社会生活を営める環境を築くことに寄与することを目的とする。</p>	<p>理事会の表決方法の追加</p>	<p>平成一九年七月四日</p>
<p>特定非営利活動法人日韓（韓国）農業・農村文化研究所</p>	<p>一場 史行</p>	<p>広島県広島市中区江波栄町二番三三―一〇二号</p>	<p>この法人は、日韓（韓国）の農業・農村文化関連情報の集積及び研究等の事業を行い、両国の学術・文化・芸術の振興を図り、活力ある農業・農村社会と新たな産業・文化を生み出す安全で健康やかな環境づくりを図り、もって不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>法人の登記上の名称を追加</p>	<p>平成一九年七月六日</p>